**療育について**

療育とは、手帳の有無にかかわらず、子どもの特性に応じて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うことです。

◎児童発達支援**：**未就学の子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

◎放課後等ディサービス**：**就学している子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。

◎保育所等訪問支援**：**子どもが通う保育所等を訪問し、他児との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

**＊ご利用にあたっては通所受給者証が必要です。通所受給者証は市役所総合福祉課の窓口で申請してください。**

**【通所受給者証の申請の流れ】**

＊まず、利用希望事業所の見学を行い、受け入れ可能か確認し、受け入れの了解を得ます。どこの事業所を利用したらよいかわからない場合は、申請時にご相談ください。

①申請　　窓口**：**玉名市役所 総合福祉課

　　　　　　　**申請に必要なもの：医師の診断書か意見書　＊必須ではありませんが、提出がない場合は、お子さんの様子について保健センター等から書類の提出や聞き取りをさせて頂きます。**

※申請時に、相談支援事業所を決めて頂きます。

（＊相談支援事業所とは、生活・福祉等に関する相談や、福祉制度・サービスについての情報提供、利用計画の作成を行う事業所です。）

②面談　　保護者とお子さん、相談支援事業所、市役所担当者にて面談を行います。

※相談支援事業所と別日に面談の場合があります。

③計画（案）の承認　相談支援事業所から計画（案）の提示を受け、内容が良ければ承認して頂きます。

④支給決定　　計画（案）を元に、総合福祉課で利用と支給量（月に利用できる日数）を決定します。その後、ご自宅に決定通知書と福祉サービス受給者証を郵送します。

⑤事業所と契約　　ご自宅に決定通知書等が届きましたら、利用する療育事業所と契約を結びます。

⑥療育の開始　　＊利用には、利用者負担金がかかります。所得によって負担の上限額が異なりますので、

　　　　　　　　　詳しくは、総合福祉課でお尋ねください。

なお、児童発達支援は年少児～年長児の利用者負担は無料です。

　　　　　　　　＊受給者証には有効期限があります。更新を希望する場合は手続きが必要となります。

**【その他**】

**◎療育手帳制度：**知的発達が緩やかなお子さんに対して福祉手帳として交付されます。手帳のメリットとして、様々なサービスや割引を受けることができたり、教育や就労にあたって配慮や支援が受けやすくなります。

**◎特別児童扶養手当：**知的、精神又は身体に障がいを有する２０歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母、または父母にかわって養育している方に手当てが支給されます。また、障がいが重度で、日常生活で常に介護を必要とする状態にある在宅の２０歳未満の方については、**◎障害児福祉手当**が支給されます。障がいの状態は、原則として専用の診断書による審査となります。

■申請・相談窓口　　　総合福祉課　℡　７５－１１２１